

(案)

市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会（仮称）規約

(名称)

第1条 この会の名称は、市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会（仮称）（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三原市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、三原市と民間団体等が連携して、効果的な市民の避難行動促進システムを構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、三原市と前条の目的に賛同する次の各号に掲げる団体（以下「構成団体」という。）により構成し、各構成団体は、協議会会員とする。

- (1) 三原市と防災協力協定を締結する団体
- (2) 三原市防災会議委員を務める団体
- (3) その他会長が必要と認める団体

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 避難情報及び避難促進に関すること。
- (2) 避難行動要支援者の避難に関すること。
- (3) 災害時のライフライン情報に関すること。
- (4) 災害時の物流及び物資調達に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、会長は、三原市長をもって充てる。

(会長の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長を務める。

3 会議は、協議会会員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって定め、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長が必要と認める場合にあっては、構成団体の構成員、本会の趣旨に賛同する者等が会議に出席して、意見を述べることができる。

(部会)

第8条 会長は、協議会の運営に必要と認めた場合、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、協議会から付託された事項について調査研究し、その結果を協議会に報告する。

3 部会は、構成団体のうちから会長が指名した部会員をもって構成する。

4 その他、部会に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(アドバイザー)

第9条 協議会に、密接な関係のある者のうちから、若干名のアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、協議会及び部会の会議において意見を述べることができるとともに、協議会会員の求めに応じて助言を行う。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、三原市危機管理監危機管理課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。